

2024年6月19日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

リ・ジェネレーション株式会社による会計帳簿等閲覧謄写請求及び
株式取扱規程閲覧謄写請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社（以下「リ・ジェネレーション」といいます。）より、東京地方裁判所において当社の会計帳簿等及び当社の株式取扱規程の閲覧謄写を請求する訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の提起を受け、本日、2024年6月10日付け「訴状」の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 提訴日 2024年6月10日
- (3) 訴状送達日 2024年6月19日

2. 本件訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、2024年1月11日に、リ・ジェネレーションより、2024年1月10日付け「会計帳簿等閲覧謄写請求書」（以下「会計帳簿等閲覧謄写請求書」といいます。）を受領し、当社の会計帳簿及びこれに関する資料の閲覧及び謄写の請求（以下「本件請求①」といいます。）を受けました。

会社法上、会計帳簿等の閲覧謄写請求権を行使する場合には、当該請求の「請求の理由」を明らかにしてしなければならず（会社法第433条第1項柱書）、かかる請求の理由は、具体的に記載されなければならないものとされており（最一小判平成2年11月8日判時1372号131頁、最一小判平成16年7月1日民集58巻5号1214頁）、「会計帳簿閲覧請求をする場合には、具体的に特定の行為が違法又は不当である旨を記載しなければならない」との指摘も存在しています（松並重雄「判解」『最高裁判所判例解説民事篇 平成16年度〔下〕』（法曹会、2007）397頁等）。しかしながら、リ・ジェネレーションより受領した会計帳簿等閲覧謄写請求書には、具体的に特定の行為が違法又は不当である旨が記載されておらず、「請求の理由」が具体的に明らかにされていないため、本件請求①については、「請求の理由」を具体的に明らかにしなければならないという会社法上の要件を充足していないもので、このような理由に基づく会計

帳簿等の閲覧謄写請求は、当社取締役の粗探しのためにする「株主等による探索的・証拠漁り的な閲覧等」であって、株主に会計帳簿等の閲覧謄写請求権が付与されている法の趣旨にも反するものであると解されます。また、本件請求①につき会社法第 433 条第 2 項所定の拒絶事由も認められると解されます。そこで、当社は、リ・ジェネレーションに対して、2024 年 1 月 17 日付け「回答書」（以下「本件回答書」といいます。）を送付し、本件請求①を拒絶する旨を回答していたところですが、本件回答書の送付後、当社は、リ・ジェネレーションより、2024 年 1 月 30 日付け「反論書」を受領し、当該「反論書」を受けて、リ・ジェネレーションに対して、同年 2 月 1 日付け「回答書(2)」（以下「本件回答書②」といいます。）を送付し、再度本件請求①を拒絶する旨を回答いたしました。

本件請求①については、約 5 か月間弱に亘って、リ・ジェネレーションからは当社に対して何の連絡もありませんでした。然るに、本件回答書の送付から約 5 か月経過した本日、当社は、突如として本件訴訟の訴状の送達を受けたものです。

また、リ・ジェネレーションは、2023 年 2 月 2 日付け「株式取扱規程閲覧謄写請求書」及び 8 日付け「株式取扱規程閲覧謄写請求書」にて、当社に対して、当社の株式取扱規程の閲覧謄写を請求（以下「本件請求②」といいます。）していましたが、本件請求②についても、閲覧謄写の目的が明らかとされていなかったため、当社は、同月 3 日及び同月 8 日付けで、リ・ジェネレーションに対して、改めて閲覧謄写の目的について説明するよう連絡いたしました（以下総称して「本件連絡」といいます。）。

本件連絡を行った後、本件請求②についても、1 年以上、リ・ジェネレーションからは当社に対して本件連絡に対応する連絡は何もありませんでした。然るに、本件連絡から 1 年以上が経過した本日、当社は、突如として本件訴訟の訴状の送達を受けたものです。

3. 本件訴訟を提起した者

名称 リ・ジェネレーション株式会社

所在地 東京都港区芝五丁目 13-13

代表者 代表取締役 尾端 友成

4. 本件訴訟の請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、その営業時間内のいつにても、別紙会計帳簿等目録記載の会計帳簿又はこれに関する資料を閲覧謄写させよ。

(2) 被告は、原告に対し、その営業時間内のいつにても、株式取扱規程を閲覧謄写させよ。

(3) 訴訟費用は被告の負担とする。

5. 当社の対応方針等

当社としては、上記のとおり、会計帳簿等閲覧謄写請求については、当社がリ・ジェネレーションに対して 2024 年 2 月 1 日付けで本件回答書②を送付して以降、約 5 か月間に亘って、株式取扱規程閲覧謄写請求に至っては、当社がリ・ジェネレーションに対して本件連絡をして以降、1 年以上もの期間に亘って、それぞれ当社に対して何の連絡もなく、しかも、この間に当社に対して 2 度の株主提案を行っているにも拘らず、事前の連絡や交渉もなく、突如として本件訴訟を提

起したという経緯から、当社としては非常に驚いていると共に、リ・ジェネレーションの意図を測りかねています。この点、当社の定時株主総会が6月27日に予定されており、当社にとって多忙な時期の只中である6月10日（定時株主総会の3週間弱前）に本件訴訟が提起されたことに鑑みると、本件訴訟は、当社の業務を妨害する目的で提起されたものではないかとの疑いを払拭することができません。

本件訴訟において、本件請求①に関しては、リ・ジェネレーションは、（当社が既に一昨年（2022年）10月13日に会計処理や不正防止策についても任意に詳細を開示した）仲庭時計店の不祥事を指摘し、当時の当社役員に対する損害賠償請求を検討しているとして、当社と仲庭時計店との間の「資金融通等の取引及び会計処理の内容を精査し」、「賠償請求可能額を把握する必要がある」、「不公正な取引あるいは損失隠しのための支出の有無を確認する必要がある」等と主張し、「請求の理由」が、閲覧謄写の目的及び閲覧謄写させるべき会計帳簿等の範囲を認識することが出来る程度に具体的に示されている等と主張しております。また、本件請求②については、定款の備置き及び開示を定める会社法31条2項が準用される旨を主張しつつ、同条においては、閲覧「拒否事由が定められてい」ないこと及び「『請求の理由』を明らかにしなければならない旨の要件も課されていない」と主張し、「株主から閲覧等の請求があれば、会社は当然に応じる義務がある」と主張し、開示を請求されております。

当社としては、本件請求①に関しては、既に、一昨年（2022年）10月13日に会計処理や不正防止策についても任意に詳細を開示したのみならず¹、その後、リ・ジェネレーションの請求により開催された臨時株主総会及び定時株主総会でも必要なお説明をしているものであって、そもそも開示の必要性がないと考えております。また、本件請求②についても、もとより権利濫用が許されないところ、必要性のない開示請求を行うことは権利の濫用に該当し得るものであって、請求の理由を明らかにすることは当然に必要であると考えております。このため、リ・ジェネレーションの請求及び主張は、いずれも事実と反するか、理由のないものと考えており、裁判所に対して当社としての主張を行って参る所存です。

今後、開示すべき事象が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上

¹ 2022年10月13日付け「当社子会社に関する一部報道等について」(https://www.nagahori.co.jp/wp/wp-content/uploads/2022/10/62_nagahori_20221013_press.pdf)